令和８年度国民年金システム標準化研究会ワーキングチーム
（第２回）　議事概要

日時：令和８年 10 月 20 日（火）　14：00～16：00
場所：オンライン開催
　　事務局設置会場：株式会社パソナ７階　会議室Ｈ（東京都港区南青山３－１－３０）

出席者（敬称略）
【構成員】

中川　健治（座長）	株式会社ＥＣＯ経営企画室 代表取締役
立石　亨	公共システム政策研究所 代表
林　　友美	神戸市 福祉局 保険年金事務センター センター長
門馬　広剛	江戸川区 健康部医療保険年金課国民年金係 係長
小澤　嘉誉	横須賀市 民生局地域支援部窓口サービス課国民年金係 係長
鈴木　基広	豊川市 福祉部保険年金課 係長
古川　弘幸	筑紫野市 国保年金課 主査
	（井上　英明　国保年金課 医療年金担当 係長の代理出席）

【オブザーバー】

津田　直彦	デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐
池端　桃子	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
門田　大悟	デジタル庁 統括官付参事官付 主査
細川　敬太	総務省 自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
加藤　秀和	総務省 自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
安藤　吾朗	日本年金機構 事業企画部 事業企画グループ長
山田　哲康	日本年金機構 国民年金部 国民年金管理グループ長
帳山　昌一	日本年金機構 年金給付部 給付企画第１グループ長
前田　賢一郎	日本年金機構 システム企画部 システム企画第１グループ長
飯野　一浩	厚生労働省 大臣官房情報政策総括担当参事官室 室長補佐
島添　悟亨	厚生労働省 大臣官房情報政策総括担当参事官室 室長補佐
佐々木　光弘	厚生労働省 大臣官房情報政策総括担当参事官室 情報システム専門官
松浦　洋平	厚生労働省 年金局事業管理課 課長補佐
八巻　純一	厚生労働省 年金局事業管理課 国民年金適用収納専門官
久保田　孝生	厚生労働省 年金局事業管理課 国民年金自治体事務専門官

【議事次第】
１．開会
２．議事
　（１）一部機能の経過措置対象機能精査

（２）標準仕様書改定に向けた討議
（３）今後のスケジュール及び予定
３．閉会

【意見交換(概要)】
１．開会
○ 本日はワーキングチームであるため進行は事務局が務める。また、本日は研究会構成員のうち有識者及び自治体構成員に加え、オブザーバーが出席対象となっている。出席者の詳細は「令和８年度国民年金システム標準化研究会ワーキングチーム（第２回）_議事次第」の別紙１を参照いただきたい。（事務局）
○ 事前配布資料として、議事次第、資料１、資料２、資料３、参考資料１及び参考資料２を配布している。会議中は事務局にて資料を投影しながら説明するが、手元の資料も併せて確認いただきたい。（事務局）

２．議事
（１）一部機能の経過措置対象機能精査
○ 本報告の趣旨について、資料１のＰ４にて説明する。
今年度の取組テーマのうち、No. 7「一部機能の経過措置対象機能精査」を今回の討議対象とする。事前に実施した令和８年度の方針に関するヒアリングでは、構成員に各機能の実装区分について確認を行った。本日はヒアリング結果を踏まえ、対象機能を標準オプション機能へ変更するか、引き続き実装必須機能として維持するかについて意見を伺いたい。(事務局)
○ 一部機能の経過措置対象機能の精査に関するヒアリング結果について、資料１のＰ５にて報告する。
デジタル庁の方針を踏まえ、現在一部のシステムで未実装となっている機能や帳票について、今後も実装必須として維持する必要があるのか、自治体構成員及びベンダー構成員へヒアリングを実施した。本日は、その結果を踏まえた事務局案について説明する。（事務局）
○ 検討の背景について、資料１のＰ６にて説明する。
制度改正への優先対応等に伴う開発リソース不足などにより、現時点で一部の市区町村では 83 件の未実装機能と５件の未実装帳票が存在している。これらについて、実装しない場合の影響や運用回避策の妥当性を確認し、標準オプション機能への見直し要否を令和８年度中に判断した上で、令和９年１月末の標準仕様書改定へ反映させる予定である。
これらの未実装機能・未実装帳票に対し、事前に事務局にて標準オプション機能で対応可能と判断した 19 の機能と４つの帳票を対象に、構成員へ実装区分の見直しに関するヒアリングを実施した。その結果、すべての機能において、少なくとも１つの自治体構成員又はベンダー構成員から実装必須のままを希望する意見があった。
構成員からの回答を踏まえた事務局案として、機能 ID：0260013、0260065 及び 0260073 の３機能に限り標準オプション機能へ変更し、それ以外の機能及び帳票については、引き続き実装必須として据え置く方針である。３機能の具体的な見直し理由については、次ページ以降で説明する。（事務局）
○ 実装区分の見直しに関する討議について、資料１のＰ７からＰ９にて説明する。
資料１のＰ８には、今回ヒアリングを実施した機能の一覧、各構成員からの回答の集計結果及びヒアリング回答を踏まえた事務局案を記載している。事務局案として、機能 ID：0260013、

0260065 及び 0260073 の３機能に限り標準オプション機能へ変更し、それ以外の未実装機能及び未実装帳票については、引き続き実装必須機能として据え置く方針である。今回、実装区分を見直すこととした３機能については、資料１のＰ10 以降に、それぞれの検討理由及び事務局案を記載している。（事務局）

○ 機能 ID：0260013「国内協力者情報を登録・修正・削除・照会できること」の実装区分の見直しについて、資料１のＰ10 にて説明する。

本機能は、海外居住者が任意加入手続を行う際、国内で代わりに手続等を行う国内協力者の情報を管理するための機能である。国内協力者情報は既存のメモ機能等で代替できるため、実装区分を標準オプション機能へ変更しても、業務への影響は低いと考えている。

自治体及びベンダー構成員へのヒアリング結果は、実装必須が１件、標準オプション機能が７件、見直し希望なしが３件であった。実装必須とする意見では、国内協力者の管理自体は必要であり、メモによる運用はあくまで代替手段にすぎないため、専用機能として必須であるとの意見があった。一方、標準オプション機能への変更を支持する意見では、管理項目はおおむね 100 文字以内であり、メモ機能で十分に代替可能であること、在外任意加入の受付件数自体が多くないため、メモ入力による現場の負担も大きくないこと等、実務の実態に即した意見が多く寄せられた。

ヒアリング結果を踏まえた事務局案として、メモ機能による代替運用が現実的であるとの意見が多かったことから、本機能を標準オプション機能へ変更する方針である。また、実装必須を求める意見への対応として、被保険者のメモ情報の管理機能である機能 ID：0260031 の「要件の考え方・理由」欄に、本機能が実装されていない場合は、当該メモ機能を用いて国内協力者情報を管理する旨を追記する。これにより、システム仕様上も代替運用の方針を明確にし、業務に必要な情報管理を担保する想定である。（事務局）

○ 機能 ID：0260065「出力した帳票をイメージ（PDF 等）で保存できること」の実装区分の見直しについて、資料１のＰ11 にて説明する。

本機能については、帳票データが PDF 等でイメージ保存されない場合であっても、受け付けた帳票の情報自体はシステムに記録されると考えられるため、実装区分を標準オプション機能へ変更しても業務への影響は低いと見込んでいる。

自治体及びベンダー構成員へのヒアリング結果は、実装必須が２件、標準オプション機能が６件、見直し希望なしが３件であった。実装必須とする意見では、現在利用しているシステムにおいて、出力した帳票を PDF で保存できる仕様となっていることが挙げられた。一方、標準オプション機能への変更を支持する意見では、システムへの入力が完了した時点で届出情報が更新され、システム保管から電子進達へ流れると想定されること、紙出力が可能な環境であれば、あえて電子化して保管する意義は低く、業務上の問題は生じないこと等が挙げられた。また、紙の帳票を保管しなければならない利用者もいるため、すべての市区町村に帳票をイメージ化するメリットがあるわけではないとの意見もあった。

ヒアリング結果を踏まえた事務局案として、本機能の実装区分を標準オプション機能へ変更する方向で進めたい。既に本機能を導入しているシステムに影響を及ぼすものではなく、帳票をイメージ化することが各市区町村の運用と必ずしも合致しないとのヒアリング結果を踏まえ、自治体のニーズに合わせて選択できる標準オプション機能が妥当であると判断した。（事務局）

○ 機能 ID：0260073「住民記録システムの異動に係る情報を一覧で確認できること」の実装区分の見直しについて、資料１のＰ12 にて説明する。

本機能については、申請された内容を基に住民記録システムの住民情報を直接参照することで確認可能であり、事務運用に直ちに支障を来すものではないと考えたため、標準オプション機能への見直しを検討している。

自治体及びベンダー構成員へのヒアリング結果は、実装必須が１件、標準オプション機能が７件、見直し希望なしが３件であった。実装必須とする意見では、現行の事務で本機能を使用しており、特定の異動事由を抽出した一覧に基づく業務が存在するため、一覧機能は必要であるとの意見があった。一方、標準オプション機能への変更を支持する意見では、標準化実施済みの自治体でも詳細な住民情報の確認には住民記録システム自体を使用していること、年金業務の全案件で住民記録システムを確認する必要はなく、使用頻度は限定的であること等が挙げられた。また、従前から住民記録システムを参照して業務を行っており、年金システム側ですべての住民基本台帳情報を判別できる必要性が高いとは言い切れないこと、申請に応じて必要な内容を確認する目的であれば、住民記録システムの住民情報を参照することで確認可能であるとの意見もあった。

ヒアリング結果を踏まえた事務局案として、住民記録システムの情報を直接参照することで対応できるとの意見が多く寄せられたことから、本機能の実装区分を標準オプション機能へ変更する方向で進めたいと考えている。

一部機能の経過措置対象機能の精査に関する事務局からの説明は以上である。（事務局）

○ 資料１のＰ８及びＰ９に記載した検討対象のうち、資料１のＰ８の１行目、２行目及び４行目に記載した３機能について、標準オプション機能への変更を検討する事務局案としている。３機能を標準オプション機能へ変更することの妥当性については、この後、個別に意見を伺う。まずは、実装必須として維持する機能及び帳票のうち、改めて標準オプション機能への変更を検討すべきものがあるか意見を伺いたい。（事務局）

○ （構成員からの発言なし）

○ 構成員から意見はなかったため、標準オプション機能への変更を検討する対象は、資料１のＰ８の１行目、２行目及び４行目に記載した３機能とし、引き続き個別の討議を進める。（事務局）

○ 機能 ID：0260013「国内協力者情報を登録・修正・削除・照会できること」について、資料１のＰ10 に記載した事務局案に対する意見を伺いたい。構成員へのヒアリング結果を踏まえ、本機能を標準オプション機能へ変更する方向で見直しを進めたい。（事務局）

○ ヒアリングでは、本機能を標準オプション機能へ変更することに賛成と回答した。一方、国内協力者情報は、海外へ転出する者が任意加入を希望する際に自治体が確認し、日本年金機構へ報告する必要がある情報である。機能 ID：0260102 及び機能 ID：0260455 では、資格取得及び任意加入に係る報告事項として国内協力者が管理項目に含まれており、現行の運用では、届書及び電子媒体の連絡欄に国内協力者の氏名や住所を入力して報告している。このため、国内協力者情報をメモ機能で管理することと、資格取得等の際に日本年金機構へ報告するための管理項目との関係が明確でなく、本機能を標準オプション機能へ変更した場合の影響について確認したい。（構成員）

○ メモ機能へ入力した場合、記載内容が国内協力者情報であることをシステム上で識別できず、日本年金機構への報告に必要な国内協力者情報であることを判別できなくなる点を懸念しているものと理解した。また、メモ機能による代替運用を「要件の考え方・理由」欄へ記載することについても、同様の懸念があるとの認識でよいか確認したい。（事務局）

○ メモ機能は、自治体として記録を残す必要がある情報を管理するための機能であると認識し

ている。一方、国内協力者情報は、日本年金機構への報告に必ず必要となる情報であり、資格取得及び任意加入に係る実装必須の管理項目として定められている。報告後も継続して管理する必要があるかについては自治体によって考え方が異なるものの、日本年金機構へ報告する時点では、すべての自治体において必要となる項目である。（構成員）

○ 日本年金機構への報告に必要な情報として識別できることと、報告に必要な情報を保持する要件との関係を懸念しているものと理解した。（事務局）

○ 国内協力者情報を継続して管理することが過剰であるとの趣旨ではない。継続して管理する必要があると判断する自治体は、本機能を利用すればよいと考えている。（構成員）

○ 本機能を標準オプション機能へ変更すること自体については理解が得られたものと認識している。一方、「要件の考え方・理由」欄の記載や、関連する機能要件との関係について、構成員間で改めて認識を合わせる必要があると理解した。本件は構成員からの意見として整理し、研究会までに改めて意見を確認したい。（事務局）

○ あわせて、機能 ID：0260102 及び機能 ID：0260455 では、国内協力者情報が実装必須の管理項目となっているため、これらの機能要件との関係についても確認いただきたい。メモ機能に登録した国内協力者情報を日本年金機構への報告書へ反映するために、自治体側で追加の対応が必要となることは望ましくない。国内協力者情報は日本年金機構への報告に必要な項目として定められているため、一部の機能だけを見直すことで、関連する機能要件との整合性が取れなくなる可能性があると考える。（構成員）

○ 機能 ID：0260102 及び機能 ID：0260455 を含む関連する機能要件との整合性についても確認が必要であるとの意見と理解したため、事務局で確認する。（事務局）

○ 他の構成員から意見はなかったため、構成員からの意見を事務局で整理し、関連する機能要件との整合性を確認する。基本的には本機能を標準オプション機能へ変更する方向で検討を進め、次回の研究会に諮る。（事務局）

○ 機能 ID：0260065「出力した帳票をイメージ（PDF 等）で保存できること」について、資料１のＰ11 に記載した事務局案に対する意見を伺いたい。本機能を標準オプション機能へ変更する方向で検討を進めたい。（事務局）

○ （構成員からの発言なし）

○ 構成員から意見はなかったため、事務局案のとおり、本機能を標準オプション機能へ変更する方向で整理を進める。（事務局）

○ 機能 ID：0260073「住民記録システムの異動に係る情報を一覧で確認できること」について、資料１のＰ12 に記載した事務局案に対する意見を伺いたい。本機能を標準オプション機能へ変更する方向で検討を進めたい。（事務局）

○ （構成員からの発言なし）

○ 構成員から意見はなかったため、事務局案のとおり、本機能を標準オプション機能へ変更する方向で議論を進める。追加の意見がある場合は、議事全体を通した意見確認の際に伺いたい。（事務局）

○ それでは、議事「（１）一部機能の経過措置対象機能精査」を終了し、「（２）標準仕様書改定に向けた討議」に進める。（事務局）

（２）標準仕様書改定に向けた討議

○ 標準仕様書改定に向けた討議の進め方について、資料２のＰ４にて説明する。
本議事では、今年度の取組テーマのうち、No.１、８、２、３、４、５、６について討議する。

まず、No.１、８、２、３については、具体的な機能要件の改定案を確認し、次回の研究会及び全国意見照会を経て、今年度の標準仕様書改定へ反映する予定である。その後、No.４、５、６については、一部を除き、令和９年度以降の標準仕様書改定に向けた検討状況及び今後の進め方を確認する。まずは、No.１、８、２、３について説明する。（事務局）

○ 検討テーマのNo.１「老齢基礎年金への子に係る加算の創設」について、資料２のＰ６にて説明する。

本件については、第１回ワーキングチーム及びベンダー分科会において、事務局から提示した仕様書改定案について特段問題ない旨の了承を得ている。一方、その後の調査及びヒアリングでは、一部の市区町村において、給付の裁定請求書に関する処理を自庁システムで行わず、紙で受け付けた申請書をそのまま年金事務所へ回付しており、加算対象者等の詳細項目をシステム上で管理していない実態が確認された。

そこで、本機能を標準仕様書に追加するに当たり、実装区分を実装必須機能とするか、標準オプション機能に留めるか、また、現行の運用実態がどのようになっているかについて、自治体構成員へ追加のヒアリングを実施した。

新機能の実装区分については、２つの自治体が実装必須、３つの自治体が標準オプションと回答し、意見が分かれる結果となった。実装必須とする意見では、標準仕様書上で老齢及び障害等の給付区分が一本化されているため、法定受託事務として障害基礎年金と同様に必須とすべきとの意見があった。一方、標準オプションとする意見では、WM で確認可能であり、実際の裁定件数も年20件以下と少ないため、標準オプション機能で十分であるとの理由が挙げられた。

子の情報等の管理状況については、自庁システムで管理している自治体が３つある一方、紙の回付帳票のみで管理している自治体や、システムによる管理自体を行っていない自治体があることを確認した。ヒアリング結果を踏まえた事務局の改定案については、資料２の次ページにて説明する。（事務局）

○ 事務局の対応方針について、資料２のＰ７にて説明する。

現行の標準仕様書では、既存の遺族基礎年金における子の加算管理機能である機能 ID：0260485 が実装必須機能として定義されている。今回新設する老齢及び障害の子加算のみを標準オプション機能とした場合、同じ給付事務及び子の加算管理でありながら、機能区分及び仕様に不整合が生じる。このため、仕様全体の整合性を担保する観点から、本機能についても実装必須機能として整理することが適切であると判断した。

具体的な仕様改定については、前回の会議で提示した内容から変更はなく、既存の機能 ID とは別に新規 ID を採番し、管理項目として老齢及び障害に係る子の加算対象者を規定した上で、適合基準日を令和10年４月１日とする案である。検討テーマのNo.１「老齢基礎年金への子に係る加算の創設」に関する説明は以上となる。（事務局）

○ 検討テーマのNo.８「国民年金保険料の免除等制度等におけるひとり親控除額の引き上げ」について、資料２のＰ８にて説明する。

第１回ベンダー分科会では、主に３点の意見があった。１点目は、システム改修を伴う変更であるため、「要件の考え方」欄への追記ではなく、機能 ID を新規採番すべきとの意見である。２点目は、適合基準日を単に令和10年４月１日へ書き換えると、令和８年時点の適合性に疑義が生じかねないとの懸念である。３点目は、自治体における免除審査の実務が例年夏頃から開始される実態に合わせ、開発平準化の観点から適合基準日の設定に配慮してほしいとの要望である。（事務局）

○ 事務局の対応方針について説明する。

適合基準日については、審査事務が個人住民税の所得確定後の７月以降に開始される実態を考慮し、制度施行日である令和 10 年４月１日以降の適用も許容する規定とする。具体的には、各市町村が令和 10 年度に最初に審査事務を実施する日、実質的には令和 10 年６月末までを想定した規定に見直す。また、採番ルールについては、機能 ID を新規採番し、機能要件欄に控除額が変更される旨を明記することで、改修対象及び適用時期を明確にする。（事務局）

○ 事務局の対応方針の続き及び自治体構成員へ実施したヒアリング結果について、資料２のＰ９にて説明する。

前ページで説明した令和８年と令和 10 年の適用関係について、既存の機能 ID の適合基準日をそのまま変更した場合、現在の機能要件まで令和 10 年まで対応不要であるとの誤解を招く可能性がある。このため、既存の控除額要件と新たな控除額要件について、それぞれに対応する適合基準日を明確に書き分ける方針である。

また、今回の控除見直しに関連して確認事項となった「20 歳前障害基礎年金の支給停止に係る機能要件」について、受給者の所得情報等の管理実態及び標準機能としての必要性を確認するため、自治体構成員へヒアリングを実施した。

ヒアリングの結果、受給者の所得情報等を自庁システムで管理している自治体は１つであり、残りの４つの自治体はシステム管理を行っていなかった。また、標準仕様書への追加要否については、所得審査事務を理由に１つの市区町村から実装必須との回答があった一方、２つの市区町村からは標準オプション機能との回答があった。その理由として、年金事務所への確認、WM による確認及び税情報の確認により対応可能であるとの意見があった。実装不要とする回答があった市区町村からは、連名簿提出が不要となった現在では、システムで所得審査を行う必要性は薄いとの意見があり、意見が分かれる結果となった。（事務局）

○ 20 歳前障害基礎年金の支給停止に係る機能要件の確認・整備について、ベンダー構成員へ実施したヒアリング結果及び事務局案を資料２のＰ10 にて説明する。

ベンダー各社におけるパッケージの実装状況については、回答のあった５社のうち、２社が 20 歳前障害基礎年金受給者を登録及び管理可能と回答し、３社が未実装と回答した。

標準要件化の必要性については、実装必須と回答したベンダーはなく、２社が標準オプション機能、３社が実装不要と回答した。実装不要とする理由として、年金生活者支援給付金の所得情報管理機能で代替可能であること等が挙げられた。また、本機能を実装必須とした場合の影響について確認したところ、開発工数は３人月から最大１年程度を要する見込みであり、開発スケジュールの逼迫を懸念する意見が多く寄せられた。

自治体及びベンダー双方の実態を総合的に勘案し、事務局案として、本機能を標準オプション機能として定義する方針である。既に標準オプション機能として収録されている「障害基礎年金・所得状況届」の帳票を出力する際、控除後所得の管理を必要とする自治体及びベンダーの運用を担保するためである。これらの対応方針を踏まえた仕様書の改定案について、資料２のＰ11 及びＰ12 にて説明する。（事務局）

○ 対応方針を踏まえた事務局案について、資料２のＰ11 にて説明する。

黒字で記載している既存の機能要件に対し、青字で記載した箇所が追記部分である。表の２行目、４行目、６行目及び８行目は、資料２のＰ８で説明した対応方針に基づき、２つの機能 ID を新規採番した上で、「機能要件」欄に該当機能の控除額が変更される旨を記載している。表の５行目については、20 歳前障害基礎年金に係る控除額を管理する機能として、資料２のＰ10 で説明した対応方針に基づき、標準オプション機能として追加したものである。

（事務局）

○ 事務局案の続きについて、資料２のＰ12 にて説明する。

実装必須機能である免除等の判定に係る情報として、各控除額の登録・修正・削除・照会を行う機能についても、資料２のＰ８で説明した対応方針を踏まえ、適合基準日を制度施行日後の適用も許容する規定へ変更する。また、機能 ID を新規採番した上で、「機能要件」欄に控除額が変更される旨を記載し、それぞれに対応する適合基準日を設けることで、令和８年４月１日時点と令和 10 年４月１日時点の適用関係を明確にしている。

これらの事務局案を踏まえ、標準仕様書の改定に向けた議論を進めたい。検討テーマの No. ８「国民年金保険料の免除等制度等におけるひとり親控除額の引き上げ」に関する説明は以上である。（事務局）

○ 検討テーマの No. ２「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充について、資料２のＰ13 にて説明する。

第１回ワーキングチームでは、障害福祉課等の他部署からの案内・紹介といった「相談のきっかけ」を記録したいとの要望があった。これは、協力連携事務における交付金実績をカウントし、監査・審査時の根拠として活用している実態に基づくものである。一方、システムの複雑化を防ぐため、専用の自動集計機能を設けない場合においても、相談件数等を集計するためのデータ抽出・EUC 機能が担保されるかとの確認があった。

これらの意見を踏まえ、交付金算定の根拠となる「相談のきっかけ」の管理項目を追加する。ただし、入力内容が煩雑にならないよう、交付金算定対象となる障害者手帳を所管する関係部局である障害福祉課や生活福祉課等からの案内の有無を識別できる、簡潔な管理項目及び選択肢に限定して定義する。

データの抽出・集計機能については、個別の集計機能を設けず、標準仕様書に既に記載されている EUC 機能である機能 ID：0260049 を活用する。基本データリストの取扱項目として、今回の相談事項に関連する管理項目を明記することにより、データ要件及び連携要件へ反映し、EUC 機能を用いて各自治体で必要な集計を行うことを可能とする。これらの対応方針を踏まえた仕様書改定案について、資料２のＰ14 にて説明する。（事務局）

○ 相談のきっかけに関する項目の追加案について、資料２のＰ14 にて説明する。

新たな管理項目として「障害者手帳所管部局からの案内有無」を設け、交付金算定の対象となる庁内の障害者手帳を所管する障害福祉課、生活福祉課等の関係部局からの案内の有無を識別できるようにする想定である。

これらの事務局案を踏まえ、標準仕様書の改定に向けた議論を進めたい。検討テーマの No. ２「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充（年金相談）に関する説明は以上である。

（事務局）

○ 検討テーマの No. ３「標準化後の「16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数」の確認方法」に関する討議内容及び対応方針について、資料２のＰ15 にて説明する。

第１回ワーキングチーム及びベンダー分科会では、事務局の仕様書改定案について問題ない旨の了承を得た。その上で、具体的な実務運用に関し、生年月日が不詳で年齢をシステムで算出できない対象者の取扱いと、個人住民税システム及び住民記録システムの世帯構成に相違があった場合に、職員へ確認を促すアラート機能の要否について、２点の質疑及び指摘があった。

生年月日不詳等の例外ケースについては、当該機能が両システム間の自動連携を必須としておらず、申立書等に基づく手入力運用を前提としている。そのため、データから年齢を算出で

きない場合は、従来どおり申請者から提出された申立書や書類に基づき、画面上の手動入力及び修正により対応する運用が望ましいと考えている。
世帯構成の不整合時におけるチェック機能については、国民年金制度では所得税法に規定される扶養親族の考え方を踏まえると、必ずしも同一住所又は同一世帯でなくても扶養親族となる場合が制度上存在する。このため、個人住民税システムと住民記録システムとの間で世帯構成に相違があった場合でも、直ちに不具合やエラーとはならないことから、システムによるアラート機能は不要であると整理した。これらの対応方針を踏まえた仕様書改定案について、資料２のＰ16 にて説明する。（事務局）

○ 機能要件に関する改定案について、資料２のＰ16 にて説明する。
前回のワーキングチーム及びベンダー分科会からの変更点はなく、改定案には前ページまでに説明した内容を追記している。
前提として、「市区町村の保有する書類等または本人の申立書により確認した人数を登録する。」と記載している。また、住民税システム及び住民記録システムからの連携により人数を登録する場合は、「被扶養者_宛名番号」の情報を基に、氏名及び生年月日を用いて 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数を算出することを明記している。
これらの事務局案を踏まえ、改めて標準仕様書の改定に向けた議論を進めたい。検討テーマの No. ３「標準化後の「16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数」の確認方法」に関する説明は以上である。（事務局）

○ No. １「老齢基礎年金への子に係る加算の創設」について、資料２のＰ６及びＰ７に記載した変更案に対する意見を伺いたい。
第１回ワーキングチーム及びベンダー分科会では特段の意見はなかったが、その後に実施した追加ヒアリングの結果を踏まえ、今回追加する機能を実装必須機能として定義する変更案としている。（事務局）

○ （構成員からの発言なし）

○ 構成員から意見はなかったため、変更案について同意が得られたものとし、事務局案のとおり変更に向けて進める。（事務局）

○ No. ８「国民年金保険料の免除等制度等におけるひとり親控除額の引き上げ」について、資料２のＰ８からＰ12 に記載した変更案に対する意見を伺いたい。
第１回ワーキングチーム及びベンダー分科会における意見を踏まえ、適合基準日については制度施行日以降の変更も許容する記載に見直している。また、機能 ID の採番ルールについてデジタル庁と共有した上で、機能 ID を新規採番する改定案としている。あわせて、令和８年４月１日時点及び令和 10 年４月１日時点の適用関係が明確になるよう、機能要件へ追記するとともに、20 歳前障害基礎年金に係る機能を標準オプション機能として追加する変更案としている。（事務局）

○ （構成員からの発言なし）

○ 構成員から意見はなかったため、変更案について同意が得られたものとし、事務局案のとおり研究会への提示に向けた準備を進める。（事務局）

○ No. ２「被保険者・受給者情報管理機能の拡充」について、資料２のＰ13 及びＰ14 に記載した変更案に対する意見を伺いたい。
第１回ワーキングチームにおける意見を踏まえ、相談のきっかけとなる項目を追加するとともに、集計機能に関する考え方を整理し、資料２のＰ14 に記載した仕様書改定案としている。（事務局）

○ 管理項目には医療機関名が含まれているが、転院等により医療機関が複数となる場合があるため、各医療機関をいつからいつまで受診していたのかを示す受診期間も併せて管理する必要がある。受診期間は障害基礎年金の受付において重要な情報であり、紙様式の相談票にも記載欄があるため、管理項目に受診期間を含めていただきたい。（構成員）
○ 厚生労働省のホームページで公開されている様式の記載項目については、一通り管理項目として記載する形で整理している。提示している管理項目と当該様式との整合性について確認したい。（事務局）
○ 医療機関名と併せて、どの医療機関をいつからいつまで受診したのかについても、自治体が必ず確認し、記録する情報であると認識している。（構成員）
○ 資料上の管理項目を確認したところ、受診期間に該当する項目は記載されているものの、受診期間を示す項目であることが分かりにくい表記となっている。（事務局）
○ 受診期間は必ず聞き取る必要がある項目である。（構成員）
○ 受診期間であることを認識できるよう、項目の記載を修正する。（事務局）
○ 他の構成員から意見はなかったため、構成員からの指摘を踏まえて管理項目の記載を修正した上で、本機能を標準オプション機能として追加する方向で議論を進める。（事務局）
○ No. 3 「標準化後の「16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数」の確認方法」について、資料２のＰ15 及びＰ16 に記載した改定案に対する意見を伺いたい。
第１回ワーキングチームで示した改定案から変更はないが、ベンダー分科会において、生年月日不詳等の例外ケース及び個人住民税システムと住民記録システムとの間で世帯構成に相違がある場合のチェック機能に関する質問があったため、当該質問への対応方針を説明した。ベンダー分科会での質問を踏まえた経緯を含め、今回の仕様書改定案に対する意見を伺いたい。（事務局）
○ （構成員からの発言なし）
○ 構成員から意見はなかったため、改定案について了承が得られたものとし、前回提示した改定案のとおり、研究会への提示に向けた整理を進める。（事務局）
○ 今年度の取組テーマ No. １、８、２、３に関する討議は以上である。（事務局）
○ 続いて、取組テーマ No. ４、５、６に関する討議に移行する。資料２のＰ17 以降の表題に誤りがあるため、「令和９年度以降の改定に向けた対応」に訂正する。各取組テーマの対応について、資料２のＰ18 以降で確認する。（事務局）
○ 令和９年度以降の改定に向けた対応について、資料２のＰ17 及びＰ18 にて説明する。
第１回ワーキングチーム及びベンダー分科会を踏まえ、今年度の議題として取り上げた５つの検討テーマに対する今後の対応案を順に説明する。
１点目は、No. ４及び No. ５の「住記システムからの連携情報の簡素化に伴う影響・住基法施行令第５条に定める年金情報の連携」についてである。これらは市区町村の業務実態を踏まえ、住民記録システムからの連携項目について関係省庁との調整を検討する方針としていた。現在、総務省及びデジタル庁へ連携項目の調整を依頼しており、項目の精査自体も令和９年度以降、継続して行う。
２点目は、No. ６－１「３号から１号への種別変更に関するシステム対応化」についてである。種別変更の処理自体に大きな支障はないものの、WM の使用頻度が増加することや、履歴が確認できないこと等の意見を踏まえ、第３号記録の照会機能を標準オプション機能として追加する方針を示していた。ベンダー構成員に作業負荷等を確認した結果を踏まえ、機能 ID：0260012 を標準オプション機能とし、令和９年１月末の標準仕様書改定へ反映する。

３点目は、No. ６－２「所得情報提供関連機能の実装区分見直し」についてである。当該機能群を実装不可とする方向で検討しており、ベンダー構成員には機能削除に向けた適切な適合基準日について意見を伺う予定である。今後は当該機能群を実装不可と定めた上で、実際の機能削除に向けた適合基準日の検討を令和９年度以降も継続して行う。

４点目は、No. ６－３「管理項目『処理結果受理年月日』の取扱い」についてである。システム上の厳格な管理は求めないことを前提として、当該項目を据え置くか削除するかについて意見を伺った。今後の対応として、当該機能群を標準オプション機能として据え置き、仕様書の見直しは行わない方針である。

５点目は、No. ６－４「免除申請書等の左上欄のシステム印字化検討」についてである。本人確認の観点から氏名の印字は求めず、その他の項目を印字出力できるよう検討を進めている。ベンダー構成員からは、実装負担の大きさを考慮し、印字項目、印字位置等の具体的な要件について、令和９年度以降も継続して検討してほしいとの意見があった。今後は、印字項目や印字位置等の具体的な要件について、令和９年度以降も継続して検討する。

各検討テーマに対する要望、前回のワーキングチーム及びベンダー分科会での意見並びに対応事項については、資料２のＰ19 以降にまとめている。（事務局）

○ No. ４及び No. ５「住記システムからの連携情報の簡素化に伴う影響」に関する検討状況について、資料２のＰ19 にて説明する。

国民年金事務に必要な資格情報や異動理由を住民記録システムから連携できるようにしてほしいとの要望があり、情報が連携されない場合、資格確認や変更理由の調査に手入力が必要となり、現場の事務負担が増加しているとの指摘があった。

第１回ワーキングチームでは、住民記録システムの標準化によって、従来連携されていた情報や職権消除の理由等がシステム上で確認できなくなり、資格喪失日の判断等に実務上の支障が生じているため、住民記録システム内に存在する国民年金事務に必要な情報を、連携項目へ追加してほしいとの意見があった。

第１回ベンダー分科会では、実務上必要な項目を確認した上で調整を進める方針で問題ないとの意見があった一方、住民記録システム側にどこまでの対応及び改修を求めるべきかについて、検討に苦慮しているとの意見もあった。

これらの自治体における実態及びベンダー構成員の意見を踏まえ、住民記録システムから国民年金システムへの連携項目について、関係省庁への調整依頼を進めている。本課題については、令和９年度以降も連携項目の精査を継続して進める。（事務局）

○ No. ６－１「３号から１号への種別変更に関するシステム対応化」の検討状況について、資料２のＰ20 にて説明する。

現在の標準仕様では、３号被保険者情報をシステム上で直接確認できず、WM での確認又はハードコピーの印字が必要となっていることから、システム上で確認できるよう、標準オプション機能へ変更してほしいとの要望があった。

第１回ワーキングチームでは、実務上の支障は生じていないとの意見や、第３号被保険者は市の管理対象外としているため、資格取得等の別処理で代替したり、備考欄を活用したりする運用により、特段の問題なく対応できているとの意見があった。一方、新システムに機能がないことで、実際の窓口対応やデータ送受信に問題が生じていないか確認したいとの懸念も示された。第１回ベンダー分科会では、希望する自治体が利用できる標準オプション機能として追加することがよいとの意見があった。

自治体及びベンダー構成員双方の実態及び意見を踏まえ、代替運用により種別変更の処理自

体に支障は生じていない一方、WM の使用頻度が増加して負担となることや、履歴が確認できず不便であるとの意見もあることから、事務局案として、第３号被保険者の記録を照会する機能を標準オプション機能として追加したい。具体的な仕様書の改定案については、資料２のＰ21 にて説明する。（事務局）

○No. ６－１「３号から１号への種別変更に関するシステム対応化」に係る事務局案について、資料２のＰ21 にて説明する。

従前は、機能 ID：0260012 において、第２号被保険者及び第３号被保険者の資格照会ができることとして機能要件を定めていた。今回、当該機能を分割し、第２号被保険者の資格情報を管理できる機能を実装不可として定めるとともに、第３号被保険者の資格照会ができる機能を標準オプション機能として定める改定案である。

これらの事務局案を踏まえ、標準仕様書の改定に向けた議論を進めたい。No. ６－１「３号から１号への種別変更に関するシステム対応化」に関する説明は以上である。（事務局）

○No. ６－２「所得情報提供関連機能の実装区分見直し」に関する対応案について、資料２のＰ22 にて説明する。現在、日本年金機構が受給者の所得情報を直接取得する運用へ移行していることに伴い、市区町村が電子媒体による情報連携を行う必要がなくなったため、該当する一連の所得情報提供関連機能について、「実装不可」、すなわち標準機能から削除してほしいとの要望があった。

第１回ワーキングチームでは、自治体構成員から、基本的には機能削除に賛同する一方、日本年金機構側で所得情報を取得できなかった対象者については、毎年秋頃に紙媒体による所得照会が届いており、回答に係る負担が大きいことから、既存機能そのものの存続は強く希望しないものの、手作業による回答作成の負担を軽減するため、照会及び回答をデータ連携できるツール等を別途検討してほしいとの意見があった。

第１回ベンダー分科会では、当該機能群を実装不可としても自社への影響はないとの見解が示された。一方、実際に機能を削除するためには、対象機能全体で最短でも１か月以上の工数を要する見込みであることから、具体的な実施時期については別途検討が必要であるとの指摘があった。

自治体構成員及びベンダー構成員双方の意見を踏まえ、当該機能群を実装不可とする方向で検討を進める。また、実際の機能削除に向けた適合基準日については、令和９年度以降も継続して検討する。（事務局）

○No. ６－３「管理項目「処理結果受理年月日」の取扱い」に関する検討状況について、資料２のＰ23 にて説明する。

産前産後免除等の機能において管理項目となっている「処理結果受理年月日」について、取扱いの見直し要望があった。本項目がシステム上で実質的に活用されておらず、現場では紙や Excel 等で管理されている、又は管理されていない実態があることが理由である。

この実態を踏まえ、本項目を据え置くべきか、削除すべきかについて構成員へ確認したところ、第１回ワーキングチームでは、自治体構成員から特段の意見はなかった。一方、第１回ベンダー分科会では、管理項目を標準オプション機能として据え置く方がよいとの明確な意見があった。また、本項目を削除する場合であっても、システム改修には相応の期間及び工数を要するため、実施時期への配慮が必要であるとの意見があった。

これらの意見を踏まえ、本項目についてシステム上での厳密な管理は求めないこととした上で、項目の削除は行わず、標準オプション機能として据え置く方針である。（事務局）

○No. ６－４「免除申請書等の左上欄のシステム印字化検討」に関する討議状況について、資料２

のＰ24にて説明する。
免除申請書等の左上欄について、氏名以外の項目をシステムから印字できるようにしてほしいとの要望があった。住所や郵便番号等を都度手書きすることが、申請者本人及び窓口担当者の双方にとって大きな事務負担となっていることが理由である。
第１回ワーキングチームでは、本人確認の観点から氏名の自動印字は不要であるものの、住所や郵便番号等は住民基本台帳情報を基に印字できる仕様が望ましいとの意見があった。特に、外国籍の住民の氏名等は確認及び記入に係る負担が大きいことから、自動印字による受付時間の短縮及び円滑な対応が期待されるとの意見があった。
第１回ベンダー分科会では、機能追加自体に反対はなく、氏名以外の項目を自動印字できるようにすることでよいとの意見があった。一方、印字エリアの狭さ、フォントサイズ及び文字数等を考慮した仕様とする必要があること、開発負担が大きく変わるため、十分な余裕を持ったスケジュールとしてほしいこと等、実装に向けた技術面及び工数面の懸念が示された。
自治体及びベンダー構成員双方の意見を踏まえ、本人確認の観点から氏名の印字は求めず、それ以外の項目を印字出力できるよう検討を進める。印字項目、印字位置等の具体的な要件及び適合基準日の設定については、令和９年度以降も継続して検討する。各検討テーマに対する事務局からの対応案に関する説明は以上である。（事務局）

○ 取組テーマ No.４及び No.５並びに No.６－１から No.６－４までの５つのテーマについて、資料２のＰ18にて順に意見を伺いたい。このうち、今年度中に結論を出す事項及び今年度の標準仕様書改定へ反映する事項があるため、これらの点も含めて確認したい。（事務局）

○ No.４及び No.５「住記システムからの連携情報の簡素化に伴う影響・住基法施行令第５条に定める年金情報の連携」について、資料２のＰ19に記載した今後の進め方に対する意見を伺いたい。
現在、総務省との調整に着手しており、連携可能な項目を確認した上で、令和９年度以降も連携項目の精査を継続する方針である。今後の進め方や調整に当たっての要望があれば伺いたい。（事務局）

○ （構成員からの発言なし）

○ 構成員から意見はなかったため、事務局案のとおり、関係省庁との調整及び連携項目の精査を引き続き進める。検討状況に進展があった場合や、構成員へ確認する事項が生じた場合は、改めて取り上げる。（事務局）

○ No.６－１「３号から１号への種別変更に関するシステム対応化」について、資料２のＰ20及びＰ21に記載した対応方針及び改定案に対する意見を伺いたい。
第２号被保険者及び第３号被保険者を同一の機能要件としていた現行の記載を分け、第３号被保険者の資格照会ができる機能を標準オプション機能として標準仕様書に追加し、今年度の改定へ反映する案としている。（事務局）

○ （構成員からの発言なし）

○ 構成員から意見はなかったため、第３号被保険者の資格照会ができる機能を標準オプション機能として追加し、今年度の標準仕様書改定へ反映する方向で議論を進める。（事務局）

○ No.６－２「所得情報提供関連機能の実装区分の見直し」について、資料２のＰ22に記載した対応方針に対する意見を伺いたい。
当該機能群を実装不可とする方向で検討しているが、ベンダー構成員から、機能の削除には一定の工数を要するため、対応時期について配慮が必要との意見があった。機能を実装不可とする時期については、令和９年度以降も引き続き検討する方針である。第１回ワーキング

チーム及びベンダー分科会における意見を踏まえ、この方向で検討を進めることに異議がないか確認したい。（事務局）

○ 前回も意見を述べたが、昨年度は日本年金機構から約 1,300 件の所得情報に関する照会があり、今年度も９月及び 10 月の２か月間で約 1,600 件の所得証明の依頼があった。年間では 2,000 件近くになると見込まれ、年金担当者が照会に対する回答を１枚ずつ作成し、発行している。システム標準化の議論とは別に、市町村が多数の照会に対応している実態を日本年金機構にも理解いただき、市町村職員の業務負担を軽減できるよう、データによる情報のやり取り等の方法について日本年金機構と協議いただきたい。（構成員）

○ 当該機能群を実装不可とすることによる直接的な影響ではないものの、機能の削除に当たっては、その代替として必要となる事務運用や対応方法についても併せて議論する必要があるとの意見と理解した。令和９年度以降に検討を進める際は、代替となる事務運用や対応方法についても検討事項に加え、一体的に検討する。（事務局）

○ 担当部署へ確認したところ、本市においても毎年 100 件以上の照会がある。市町村確認書を１枚ずつ出力して日本年金機構へ回答しているが、照会対象者には短期間に何度も住所異動を繰り返している者もおり、市町村確認書を出力するだけでは日本年金機構が必要とする情報を回答できない場合がある。その場合は、転入元、転出先及び世帯構成の変更時期等を手書きで追記して回答している。（構成員）

○ 市町村における事務の実態について理解した。複数の自治体において相当数の照会が発生し、職員が相応の業務負担を伴いながら対応しているものと認識した。当該機能群を実装不可とするに当たっては、代替となる事務運用や、要望のあったツール等についても併せて検討する必要がある。これらを今後の検討事項に加え、令和９年度以降も一体的に検討を進める。（事務局）

○ No.６－３「管理項目『処理結果受理年月日』の取扱い」について、資料２のＰ23 に記載した対応方針に対する意見を伺いたい。第１回ワーキングチームでは特段の意見はなかったが、ベンダー分科会では、項目を削除するよりも標準オプション機能として据え置く方がよいとの意見や、項目の削除には相応の期間及び工数を要するとの意見があった。このため、現行の要件を維持し、標準仕様書の見直しは行わないことを今年度の結論としたい。（事務局）

○ （構成員からの発言なし）

○ 構成員から異議はなかったため、管理項目「処理結果受理年月日」は標準オプション機能として維持し、標準仕様書の見直しは行わないことを今年度の結論とする。（事務局）

○ No.６－４「免除申請書等の左上欄のシステム印字化検討」について、資料２のＰ24 に記載した今後の対応方針に対する意見を伺いたい。システムによる印字化を進める方向性については、おおむね同意が得られているものと認識している。一方、具体的な印字仕様については、ワーキングチーム及びベンダー分科会で寄せられた意見を踏まえ、丁寧に検討する必要がある。このため、具体的な要件について、令和９年度以降も引き続き議論する方針である。（事務局）

○ （構成員からの発言なし）

○ 構成員から意見はなかったため、システムによる印字化に向けた検討を進めるとともに、具体的な要件について、令和９年度以降も引き続き議論する。それでは議事「（２）標準仕様書改定に向けた討議」を終了し、「（３）今後のスケジュール及び予定」に移行する。（事務局）

（３）今後のスケジュール及び予定

○ 今後のスケジュール及び予定について、資料３のＰ２にて説明する。
第２回ベンダー分科会及び本日の第２回ワーキングチームにおける討議内容を踏まえ、11 月 12 日に第２回研究会を開催する予定である。第２回研究会では、今回の討議結果を反映した標準仕様書改定案を提示し、構成員に確認及び議論いただく予定である。（事務局）

○ 第２回研究会の開催後、11 月下旬から 12 月にかけて、２週間程度の全国意見照会を実施する予定である。全国の市区町村に標準仕様書改定案を確認いただき、寄せられた意見を構成員へ共有した上で、最終的な議論を行う。その結果を踏まえて標準仕様書改定案を確定し、令和９年１月末に厚生労働省のホームページで公開する予定である。（事務局）

○ 第２回研究会の議事次第案について、資料３のＰ３にて説明する。
第２回研究会では、第２回ワーキングチーム及び第２回ベンダー分科会における討議内容を振り返った上で、標準仕様書改定案を確認するとともに、全国意見照会の進め方について説明する予定である。（事務局）

○ 参考資料２として、標準仕様書案の最終化に向けたその他の対応事項を提示している。参考資料２のＰ２及びＰ３には、標準仕様書の記載内容を訂正する事項を掲載している。これらは誤記等の訂正であるため、本日の討議事項として個別には取り上げていないが、標準仕様書改定案へ反映する予定である。構成員において内容を確認し、意見等がある場合は事務局へ連絡いただきたい。（事務局）

○ 今後のスケジュール及び予定について構成員へ確認事項等を伺ったが、特段の意見はなかったため、事務局から提示したスケジュール及び進め方に沿って対応を進める。（事務局）

○ 本日予定していた議事は以上である。（事務局）

○ 議事「（１）一部機能の経過措置対象機能精査」について確認したい。
83 件の未実装機能及び５件の未実装帳票のうち、標準オプション機能への変更対象となったものは３機能であり、それ以外の機能及び帳票は実装必須として維持するとの理解でよいか。今回の検討が行われた背景には、期限内の対応を進めるため、標準オプション機能へ変更できるものを可能な限り多く整理する意図があるものと認識していた。このため、標準オプション機能への変更対象が３機能のみとなったことについて、問題ないと判断したのか確認したい。また、実装必須として維持する機能の中には、現時点で一部の事業者が未実装としているものが相当数あると認識している。これらの未実装機能について、各事業者がいつ頃までに対応できる見込みであるのか確認したい。あわせて、現時点で実装必須機能をすべて実装している事業者が、全体でどの程度存在するのか確認したい。（構成員）

○ 今回の検討対象は、経過措置の申請件数が多い機能及び帳票に限定して選定したものではなく、経過措置の申請があった機能及び帳票を一通り対象としている。事業者によって実装状況に差があり、未実装機能の件数も異なるが、現時点では具体的な数値を示す資料を用意していない。大多数の事業者では実装が進んでおり、少数の事業者に未実装の機能が残っている状況である。（事務局）

○ 状況について承知した。（構成員）

３．閉会

○ 本日の議事全体を通した質問及び追加の意見について、構成員へ順に確認する。（事務局）

○ 本市では、標準化に向けた事業者が決定しておらず、各事業者の状況を確認している段階である。各事業者のパッケージに搭載されている機能が少ないため、法定受託事務の実施に支

障が生じる可能性や、事業者のパッケージに自治体側の運用を合わせざるを得ず、事務負担が増大することを懸念している。一方、既に標準化へ移行した自治体の状況や意見は参考となり、事業者との調整にも活用できるため、引き続き本ワーキングチーム等において情報共有いただきたい。（構成員）

○ 自治体の規模によって事務の発生件数が異なり、必要とする機能や要望の強さにも差があるため、各自治体からの意見を踏まえながら標準仕様として取りまとめる必要がある。既に標準仕様に定められている機能に限らず、要望等がある場合は、全国意見照会又は個別の連絡により、引き続き意見をいただき、よりよい標準仕様としていきたい。（事務局）

○ 特に追加の意見はない。（構成員）

○ 自治体の規模によって必要となる機能は異なり、大規模な自治体では必要である一方、小規模な自治体では必要性が低い機能もある。標準仕様書を策定する上で、どこまでを実装必須機能とし、どこからを標準オプション機能とするかを決定することは難しいと感じている。要件を厳しくすることで開発コストや期間が増大することも望ましくなく、実装必須機能を最低限に絞り過ぎることで自治体の事務に支障が生じることも望ましくないため、その調整が重要である。大規模な自治体が必要とする機能を標準オプション機能として残すことにより、各事業者が自治体の規模や調達条件を考慮して対応し、自治体職員の業務負担を軽減できるシステムが構築されることを期待する。（構成員）

○ 本研究会では、標準準拠システムへの移行状況や規模が異なる自治体へ参加を依頼している。各自治体から意見を伺いながら、最適な標準仕様として取りまとめたい。（事務局）

○ 内容について問題はない。（構成員）

○ 特に追加の質問及び意見はない。本市では来月から標準準拠システムを導入する予定であるため、今後、確認事項等が生じた場合は情報提供いただきたい。（構成員）

○ 研究会の開催期間中に現行システムから標準準拠システムへ移行する自治体は、これまでなかったものと認識している。円滑に移行できることを期待するとともに、移行前後に発生した事象等があれば共有いただきたい。（事務局）

○ 自治体及び事業者の意見を踏まえて検討を進めることが重要である。令和 10 年４月の施行を迎える今回の標準仕様についても、事業者から開発に長期間を要するとの意見が出ていることから、新たな経過措置対象機能が増加することを懸念している。事業者が対応可能な内容及びスケジュールとなるよう調整した上で、結論を取りまとめていただきたい。（構成員）

○ ベンダー分科会において事業者から意見を伺い、最終的には研究会において、事業者及び自治体の意見を総合して結論を取りまとめることとしている。自治体の意見に加え、事業者にも納得いただける形で標準仕様書を作成することを意識し、引き続き検討を進める。（事務局）

○ 資料１のＰ８及びＰ９に記載された一部機能の経過措置対象機能の精査について確認したい。Ｐ９に記載された４つの帳票のうち、後ろの３つの帳票について、実装必須を希望する自治体は１つ、事業者は１社又は２社であり、標準オプションを希望する自治体ならびに事業者の数の方が多いが実装必須を維持する結論となっている。一方、Ｐ８に記載された機能については、先ほどの帳票と同様に、実装必須よりも標準オプションを希望する自治体ならびに事業者の数の方が多い機能を標準オプションに変更する案となっている。この違いが出た経緯について、どのような議論があったのか確認したい。（構成員）

○ 標準オプション機能への変更対象を選定した根拠について、資料上で明確に記載していない部分がある。今回、標準オプション機能へ変更する３機能については、５自治体のうち３自治

体又は４自治体から標準オプション機能への変更を容認する回答があった。一方、実装必須として維持する機能及び帳票については、標準オプション機能への変更を容認する自治体が２自治体以下であり、変更を容認する意見が多くなかったことから、実装必須のまま維持することが適切であると判断した。（事務局）

○ 標準オプション機能への変更を容認する自治体の割合が少ない機能及び帳票を、実装必須として維持したと理解した。（構成員）

○ 構成員からの質問及び追加の意見を確認したため、本日の質疑応答は以上とする。（事務局）

○ 本日の議論を踏まえ、修正が必要な資料については、改めて修正版を提示する。また、本日の議事概要については、後日、事務局から構成員へ確認を依頼するため、各構成員には自身の発言箇所を中心に確認いただきたい。（事務局）

○ 第２回研究会及び標準仕様書改定案の取りまとめに向けて、構成員へ個別に確認を依頼する場合があるため、引き続きよろしくお願い申し上げる。本日の議事は以上とし、これをもって閉会する。（事務局）

以上